

野外でのごみ焼却(野焼き)禁止

最近、役場に家の近くでごみを燃やして臭いがするとの苦情が寄せられております。

野焼きをすることは、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されております。

十分な設備を持たない簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積み焼却等でごみを焼却することも、「野焼き」とみなされます。

例外とされている、日常生活において通常行われている軽微な焼却であっても、周辺の方々に「悪臭がする」・「目にしみる」・「のどが痛い」・「洗濯物が汚れる」・「火の粉が飛んで危ない」などの被害を及ぼすことがありますので、出きる限り焼却を行わないで、一人ひとりがごみの分別・資源化・減量化に務め、決められた収集日に出してください。

「野焼き」は、ダイオキシンの発生源となって環境汚染の原因にもなります。環境にやさしい住み良い村づくりにご協力くださるようお願いいたします。



焼却禁止の例外

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
《河川管理のために伐採した草木等の焼却など》
- 震災等の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
《凍結防止のための稲わらの焼却など》
- 風俗習慣上又は宗教上の仕事を行うために必要な廃棄物の焼却
《どんど焼きなど地域行事における廃材等の焼却》
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
《害虫駆除のための稲わらの焼却など》
- 日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
《たき火、キャンプファイヤーでの木くず等の焼却など》

身近な

ところで一工夫

生ゴミの水切りを!



村民の皆さんには、日頃よりごみの分別収集にご協力いただきありがとうございます。

今回は、燃やすごみのうち、生ゴミについてお願いし、他地域の工夫例をご紹介します。腐敗・悪臭の防止とごみ自体の減量、二酸化炭素削減にお役立ていただきたいと思っております。

下條村から桐林クリーンセンターへ、昨年度は300トン近く燃やすごみが搬入されていますが、統計的にみますと、その約40%程度110トン余が生ゴミと思われるのですが、生ゴミの水分量は約80%と言われているので、年間88トンもの水分を燃やしている予測も成り立ちます。

村内の約3分の1の300世帯で生ゴミを捨てる時に水を絞り、1日あたり大さじ3杯(45cc)の水切りが出来れば、全村で約5トン近くのごみの減量が可能となります。

特に難しいことはありません。ちょっとした工夫やひと手間かけていただくことで約10%の水分を減らすことが出来ます。それが腐敗・悪臭の防止とごみの減量につながり、収集車の運搬効率や焼却施設の燃焼効率が向上することで地球温暖化防止(CO2削減)にも役立ちます。



また、燃やすごみは時折、パッカー車に入れずサンプル調査のためそのままの状態でも桐林クリーンセンターに持ち込まれ、内容チェックされます。誰が見てもおかしくないごみを出しましょう。尚秘密は守られています。

生ゴミ処理機購入に対する補助金も継続中です。資源化すれば、燃やすごみはますます削減されます。ぜひご利用ください。